

主眼事項及び着眼点（指定短期入所療養介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 141 条</p>
第 2 人員に関する基準	<p>指定短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>(1) 当分の間、「の員数は、」とあるのは「員数は、附則第 5 条第 1 項の規定にあるいは」とする。</p> <p>(2) 当分の間、施行規則附則第 2 条の規定により読み替えて適用される施行規則第 14 条に規定する厚生大臣が定める基準に適合している診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所における指定短期入所療養介護を提供すべ</p>	<p>法第 74 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項 平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項 平 11 厚令 37 附則第 5 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>き病室に置くべき看護婦、看護師、准看護婦若しくは准看護士又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。</p> <p>なお、入院患者の数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項</p>
1 介護老人保健施設の場合	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法（第 97 条第 2 項）に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 1 号</p>
2 指定介護療養型医療施設の場合	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における法（第 110 条第 1 項）に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 142 条第 1 項第 2 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 療養型病床群を有する病院又は診療所(2に該当するものを除く。)の場合</p> <p>4 老人性痴呆疾患療養病棟(令第4条に規定する病床により構成される病棟)を有する病院(2に該当するものを除く。)の場合</p>	<p>医師、薬剤師、看護職員、介護職員(看護補助者)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ医療法に規定する療養型病床群を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>平成15年3月31日までの間は、主眼事項4中「令第4条に規定する病床」とあるのは「令第52条の規定により読み替えて適用される令第4条に規定する主として痴呆の状態にある老人(当該痴呆に伴って著しい精神症状(特に著しいものを除く。))を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常(特に著しい者を除く。))がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)を入院させることを目的とした病床」とする。</p> <p>(1) イ 医師及び薬剤師の員数は、それぞれ医療法上必要とされる数以上となっているか。</p> <p>ロ 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p> <p>ハ 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき介護職員の員数は、常勤換算方法で、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上となっているか。</p>	<p>平11厚令37 第142条第1 項第3号</p> <p>平11厚令37 附則第4条第 1項</p> <p>平11厚令37 第142条第1 項第4号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(経過措置) 当分の間、(1)の八中「6」とあるのは「8」とする。</p> <p>ニ 栄養士の員数は、病床数が 100 以上の病院であるものにあつては 1 以上となっているか。</p> <p>ホ 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき作業療法士の員数は、1 以上となっているか。</p> <p>(経過措置) 専ら老人性痴呆疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護婦又は看護師（老人性痴呆疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定短期入所療養介護事業者（老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、「作業療法士」とあるのは「週に 1 日以上当該老人性痴呆疾患療養病棟において指定短期入所療養介護の提供に当たる作業療法士」とする。</p> <p>ヘ 老人性痴呆疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者の員数は、1 以上となっているか。</p> <p>(2) 入院患者の数は、前年度の平均値となっているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 6 条</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 7 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 142 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>5 介護力強化病院の場合(平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置)</p>	<p>(3) 医師のうち 1 人は、老人性痴呆疾患療養病棟において指定短期入所療養介護を担当する医師となっているか。</p> <p>(4) 作業療法士及び精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、常勤となっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>専ら老人性痴呆疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護婦又は看護師(老人性痴呆疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定短期入所療養介護事業者(老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、「作業療法士及び精神保健福祉士」とあるのは「精神保健福祉士」とする。</p> <p>(1) イ 医師及び薬剤師の員数は、介護力強化病院として医療法上必要とされる数以上となっているか。</p> <p>ロ 介護力強化病棟に置くべき看護職員の員数は、常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上となっているか。</p> <p>ハ 介護力強化病棟に置くべき介護職員の員数は、常勤換算方法で、介護力強化病棟における入院患者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上となっているか。</p> <p>ニ 栄養士の員数は、病床数が 100 以上の病院であるものにあっては 1 以上となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 142 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 142 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 7 条</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 3 設備に関する基準	<p>ホ 理学療法士又は作業療法士の員数は、当該介護力強化病院の実情に応じた適当数となっているか。</p> <p>(2) 入院患者の数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p> <p>指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「次のとおり」とあるのは「主眼事項 1 から 4 の場合及び附則第 4 条第 3 項に定めるところによる。」とする。</p> <p>(2) 当分の間、「基準は、」とあるのは「基準は、附則第 5 条第 2 項の規定あるいは」とする。</p> <p>(3) 当分の間、施行規則附則第 2 条の規定により読み替えて適用される施行規則第 14 条に規定する厚生大臣が定める基準に適合している診療所である指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定短期入所療養介護を提供すべき病床の床面積は、利用者 1 人につき 6.4 平方メートル以上とすること。</p> <p>二 食堂及び浴室を有すること。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 1 項</p> <p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚告 37 第 143 条</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 5 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>1 介護老人保健施設の場合</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の場合</p> <p>3 療養型病床群を有する病院又は診療所（2に該当するものを除く。）の場合</p> <p>4 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院（2に該当するものを除く。）の場合</p>	<p>三 機能訓練を行うための場所を有すること。</p> <p>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有しているか。</p> <p>法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>医療法に規定する療養型病床群を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しているか。</p> <p>また、病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室は、次の基準を満たしているか。</p> <p>イ 老人性痴呆疾患療養病棟に係る1の病室の病床数は、4床以下としているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>病床を転換して設けられた老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室については、「4床」とあるのは「6床」とする。</p> <p>ロ 老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室の床面積は、入院患者1人につき6.0平方メートル以上としているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 143 条第 1 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 143 条第 2 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 143 条第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 143 条第 4 号</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 8 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ハ 老人性痴呆疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、当該老人性痴呆疾患療養病棟に係る病床数に18平方メートルを乗じて得た面積以上の面積を有しているか。</p> <p>ニ 患者が使用する廊下であって、老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある場合の廊下の幅は、内法による測定で、2.1メートル以上となっているか。</p> <p>（経過措置）</p> <p>病床転換による老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、「1.8」とあるのは「1.2」と、「2.1」とあるのは「1.6」とする。</p> <p>ホ 生活機能回復訓練室は、60平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えているか。</p> <p>ヘ デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者1人につき2平方メートル以上の面積となっているか。</p> <p>ト 食堂は、老人性痴呆疾患療養病棟における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しているか。</p> <p>（ただし、ヘのデイルームを食堂として使用することは差し支えない。）</p> <p>チ 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとなっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37</p> <p>附則第9条</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>5 介護力強化病院の場合(平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置)</p> <p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 対象者</p>	<p>(1) 介護力強化病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者 1 人につき 4.3 平方メートル以上となっているか。</p> <p>(2) 患者が使用する廊下であって、介護力強化病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.2 メートル以上となっているか。</p> <p>ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、1.6 メートル以上となっているか。</p> <p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院若しくは診療所の療養型病床群に係る病室又は病院の老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室において指定短期入所療養介護を提供しているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室」とあるのは「老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室若しくは附則第 4 条第 2 項に規定する介護力強化病棟に係る病室」とする。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 3 項</p> <p>法第 74 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 144 条</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(2) 当分の間、「療養室」とあるのは「療養室、施行規則附則第2条により読み替えて適用される施行規則第14条に規定する厚生大臣が定める基準に適合している診療所(以下「基準適合診療所」という。)に係る病室」とする。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項</p>
<p>2 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 125 条)</p>
<p>3 指定短期入所療養介護の開始及び終了</p>	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 126 条 第 2 項)</p>
<p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 9 条) 準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(2))</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 10 条)</p>
6 受給資格等の確認	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 11 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 11 条 第 2 項)</p> <p>(法 73 条 2 項)</p>
7 要介護認定等の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 12 条 第 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 12 条 第 2 項)
8 心身の状況等の把握	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 13 条)
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 15 条)
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しているか。	平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 16 条)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 サービスの提供の記録	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	<p>平11厚令37 第155条 準用(第19条)</p>
12 健康手帳への記載	<p>指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、利用者の健康手帳（老人保健法第13条の健康手帳）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p> <p>〔ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。〕</p> <p>健康手帳の医療の記録に係るページの 「医療機関名称・所在地・電話」の欄には、指定短期入所療養介護事業所の名称、所在地及び電話番号を記載しているか。</p> <p>「外来・入退院年月日」の欄には、利用開始及び終了年月日を記載しているか。</p>	<p>平11厚令37 第155条 準用(第65条)</p> <p>準用(平11老 企25第5の3 の(2))</p> <p>準用(平11老 企25第5の3 の(2))</p>
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービ</p>	<p>平11厚令37 第145条第1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>ス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p style="padding-left: 40px;">厚生大臣の定める基準(平成12年厚生省告示第123号)に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p style="padding-left: 40px;">送迎に要する費用(厚生大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p style="padding-left: 40px;">食材料費</p> <p style="padding-left: 40px;">理美容代</p> <p>上記 から に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。</p> <p>なお、 の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱について」に沿って適切に取り扱われているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 145 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 145 条第 3 項</p> <p>平 12 老企 54</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 145 条第 4 項</p>
	<p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令(施行規則第 65 条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第 41 条 第 8 項</p>
	<p>(6) 指定短期入所療養介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 2 号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>施行規則 第 65 条</p>
<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 21 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>15 指定短期入所療養介護の取扱方針</p>	<p>(1) 指定短期入所療養介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、痴呆の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行なっているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p> <p>「相当期間以上」とは、概ね 4 日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4 日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供しているか。</p> <p>(3) 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 146 第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 146 第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 11 第 2 の(2) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 146 第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 146 第 4 項</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>16 短期入所療養介護計画の作成</p>	<p>なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、主治医は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録しているか。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明しているか。</p> <p>(3) 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。</p>	<p>平 11 老企 25 第 11 の 2 の (2) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 146 第 5 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 147 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 147 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 147 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 診療の方針	<p>医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとして いるか。</p> <p>診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っているか。</p> <p>診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っているか。</p> <p>常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っているか。</p> <p>検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っているか。</p> <p>特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるもののほかに行っていないか。</p> <p>別に厚生大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していないか。</p> <p>入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じているか。</p>	平 11 厚令 37 第 148 条
18 機能訓練	<p>指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行っているか。</p>	平 11 厚令 37 第 149 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
19 看護及び医学的管理の下における介護	<p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定短期入所療養介護事業者は、(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 150 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 150 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 150 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 150 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 150 条第 5 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 150 条第 6 項</p>
20 食事の提供	<p>(1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われているか。</p> <p>(2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 151 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 151 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 その他のサービスの提供	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	平 11 厚告 37 第 11 の 2 の (7) の
	(4) 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものであるか。	平 11 厚告 37 第 11 の 2 の (7) の
	(5) 夕食時間は午後 6 時以降とすることが望ましいが、早くても午後 5 時以降としているか。	平 11 厚告 37 第 11 の 2 の (7) の
	(6) 転換型の療養型病床群等であって食堂がない場合は、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしているか。	平 11 厚告 37 第 11 の 2 の (7) の
	(1) 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	平 11 厚令 37 第 152 条第 1 項
	(2) 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	平 11 厚令 37 第 152 条第 2 項
22 利用者に関する市町村への通知	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p>	平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 26 条)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 管理者の責務	<p>偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 10 章第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 52 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 52 条 第 2 項)</p>
24 運営規程	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常を送迎の実施地域</p> <p>施設利用に当たっての留意事項</p> <p>非常災害対策</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 11 厚令 37 第 153 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者によって指定短期入所療養介護を提供しているか。</p> <p>〔ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。〕</p> <p>(4) 指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 1 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 11 の 2 の (9)の )</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 101 条 第 3 項)</p>
26 定員の遵守	<p>指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはいないか。</p> <p>〔ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、差し支えない。〕</p> <p>介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>平 11 厚令 37 第 154 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>療養型病床群を有する病院若しくは診療所又は老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養型病床群又は老人性痴呆疾患療養病棟に係る病床数及び療養型病床群又は老人性痴呆疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 平成 15 年 3 月 31 日までの間は、「又は老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院又は附則第 4 条第 2 項に規定する介護力強化病院」と、「又は老人性痴呆疾患療養病棟」とあるのは「、老人性痴呆疾患療養病棟又は附則第 4 条第 2 項に規定する介護力強化病棟」とする。</p> <p>(2) 当分の間、「療養型病床群を有する病院」とあるのは「基準適合診療所、療養型病床群を有する病院」と、「療養型病床群又は」とあるのは「基準適合診療所、療養型病床群又は」と、「病床数」とあるのは「病床数（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室に係る病床数）」と、「病室」とあるのは「病室（基準適合診療所にあつては、指定短期入所療養介護を提供すべき病室）」とする。</p>	<p>平 11 厚令 37 附則第 4 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 附則第 5 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 地域等との連携	<p>指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 139 条)</p>
28 非常災害対策	<p>指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防災管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 103 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 8 の 3 の(6))</p>
29 衛生管理等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 118 条 第 1 項)</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 掲 示	<p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。</p> <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 118 条 第 2 項)</p> <p>準用 ( 平 11 老 企 25 第 9 の 3 の(3)の )</p> <p>準用 ( 平 11 老 企 25 第 9 の 3 の(3)の )</p>
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 32 条)</p>
31 秘 密 保 持 等	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>33 苦情処理</p>	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 33 条 第 3 項)</p>
	<p>指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 35 条)</p>
	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第 23 条（文章の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 1 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(22)の )</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
34 事故発生時の対応	<p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 37 条 第 2 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(23)の )</p>
35 会計の区分	<p>指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 38 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
36 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存しているか。</p> <p>(3) 少なくとも次に掲げる記録を2年間備えているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">指定短期入所療養介護に関する記録</p> <p style="padding-left: 40px;">イ 短期入所療養介護計画書</p> <p style="padding-left: 40px;">ロ 診療録その他の提供した指定短期入所療養介護に係る記録</p> <p style="padding-left: 40px;">準用される基準第26条に係る市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 155 条 準用(第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 11 の 2 の (9)</p>
第 5 変更の届出等	<p>指定短期入所療養介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定短期入所療養介護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第 75 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 6 介護給付費の算定及び取扱</p> <p>1 基本的事項</p> <p>2 介護老人保健施設における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費</p>	<p>(1) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>平成 12 年厚生省告示第 26 号(厚生大臣が定める施設基準)の四のイに適合し、かつ、平成 12 年厚生省告示第 29 号(厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準)の二のイを満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士若しくは作業療法士の員数が平成 12 年厚生省告示第 27</p>	<p>法第 41 条第 4 項</p> <p>法第 53 条第 2 項</p> <p>平 12 厚告 19 の一</p> <p>平 12 厚告 19 の二</p> <p>平 12 厚告 19 の三</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ-(1)の注 1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) 各種加算	<p>号の四のイに該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>ア 常勤の理学療法士又は作業療法士を 1 人以上配置し、かつ、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚令第 40 号）第 2 条第 1 項第五号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法で入所者の数を 50 で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たものについては、1 日つき 12 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 平成 12 年厚生省告示第 26 号の五の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、1 日につき 76 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ウ 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (1)の注 2</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (1)の注 3</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (1)の注 4</p>
(3) その他	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)及び(2)のア、イの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、(1)及び(2)のア、イの規定による届出があったものとみなす。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (1)の注 5</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(4) 緊急時施設療養費	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむ得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定しているか。	平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (2)
ア 緊急時治療管理	<p>利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定しているか。</p> <p>緊急時治療管理が行われた場合に 3 日を限度として算定しているか。</p> <p>同一の利用者について 1 月に 1 回を限度として算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (2)の注の 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (2)の注の 2</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (2)の注の 3</p>
イ 特定治療	老人医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章において、老人保健法第 25 条第 3 項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（平成 12 年厚生省告示第 23 号の十一に定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第 1 章及び第 2 章に定める点数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。	平 12 厚告 19 の別表の 9-イ- (2)-(二)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 療養型病床群を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養型病床群短期入所療養介護費</p> <p>(2) 減算</p>	<p>療養型病床群を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 12 年厚生省告示第 26 号の四の口の基準に適合し、かつ、平成 12 年厚生省告示第 29 号の二の口の(1)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養型病床群に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分及び要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の口に定める基準に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p> <p>(1) 平成 12 年厚生省告示第 26 号の六の基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 病院療養型病床群療養環境減算（ ） 15 単位</p> <p>ロ 病院療養型病床群療養環境減算（ ） 75 単位</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ-(1)の注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ-(1)の注 2</p>



主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) 加算	<p>ハ 病院療養型病床群療養環境減算( ) 105 単位</p> <p>(2) 医師の配置について、医療法施行規則第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (1)の注 3</p>
	<p>(1) 平成 12 年厚生省告示第 29 号の二の口の(2)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 夜間勤務等看護( ) 23 単位</p> <p>ロ 夜間勤務等看護( ) 14 単位</p> <p>ハ 夜間勤務等看護( ) 5 単位</p> <p>ニ 夜間勤務等看護( ) 7 単位</p> <p>(2) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (1)の注 4</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (1)の注 5</p>
(4) 暫定措置	<p>病院療養型病床群短期入所療養介護費( )は、平成 12 年 3 月 31 日において 6 月以上老人医科診療報酬点数表第 1 章の療養 1 群入院医療管理料( )、療養 2 群入院医療管理料( )又は老人病棟入院医療管理料( )が算定されていた病棟について、平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り、算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (1)の注 6</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(5) その他	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)及び(3)のアの規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、(1)及び(3)の(1)の規定による届出があったものと見なす。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (1)の注 7</p>
(6) 特定診療費	<p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ロ- (2)</p>
4 診療型病床群を有する診療所における短期入所療養介護費		
(1) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費	<p>療養型病床群を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 12 年厚生省告示第 26 号の四の八の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室(療養型病床群に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の八に該当する場合は、同告示により適切に算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ハ- (1)の注 1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(2) 減算	<p>平成 12 年厚生省告示第 26 号の七に定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>イ 診療所療養型病床群療養環境減算 ( ) 50 単位</p> <p>ロ 診療所療養型病床群療養環境減算 ( ) 90 単位</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-八-(1)の注 2</p>
(3) 加算	<p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合には、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、(1)の規定による届出があったものとみなす。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-八-(1)の注 3</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-八-(1)の注 4</p>
(4) 特定診療費	<p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-八-(2)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>5 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</p> <p>(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費</p> <p>(2) 加算</p>	<p>老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成 12 年厚生省告示第 26 号の四の二の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性痴呆疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の口の定める基準に該当する場合は、同告示に定めるところにより算定しているか。</p> <p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、(1)の規定による届出があったものとみなす。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-2-(1)の注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-2-(1)の注 2</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-2-(1)の注 3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(3)特定診療費</p> <p>6 基準適合診療所 における短期入所 療養介護費</p> <p>(1) 基準適合診療所 における短期入所 療養介護費</p> <p>(2)加算</p>	<p>利用者に対して、精神科専門療法のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>指定居宅サービス基準附則第 5 条第 3 項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第 144 条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の四の八に定める基準に該当する場合は、同告示に定めるところにより算定しているか。</p> <p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合には、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-ホ の注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表 9-ホの 注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>7 介護力強化病院 における短期入所 療養介護費</p> <p>(1) 介護力強化型短期入所療養介護費</p> <p>(2) 加算</p>	<p>指定居宅サービス基準附則第4条第2項に規定する介護力強化病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成12年厚生省告示第26号の四のホの基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号の二の八の(1)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る介護力強化病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、当該夜勤を行う職員の勤務に関する基準に満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定しているか。</p> <p>なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の四のロに該当する場合は、同告示に定めるところにより算定しているか。</p> <p>(1) 平成12年厚生省告示第29号の二の八の(2)の基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 夜間勤務等看護( ) 23 単位</p> <p>ロ 夜間勤務等看護( ) 14 単位</p> <p>ハ 夜間勤務等看護( ) 5 単位</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ- (1)の注 1</p> <p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ- (1)の注 2</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
(3) 暫定措置	<p>二 夜間勤務等看護( ) 7単位</p> <p>(2) 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ-(1)の注 3</p>
	<p>介護力強化型短期入所療養介護費( )は、平成 12 年 3 月 31 日において 6 月以上老人医科診療報酬点数表第 1 章の老人病棟入院医療管理料( )が算定されていた病棟について算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ-(1)の注 4</p>
	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、上記(1)及び(2)アの規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、(1)及び(2)アの規定による出があったものとみなす。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ-(1)の注 5</p>
(4) 特定診療費	<p>利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として平成 12 年厚生省告示第 30 号に定めるものを行った場合に、同告示に定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>平 12 厚告 19 の別表の 9-へ-(2)</p>